

博物館だより



No.135

平成30年2月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行
福岡県京都郡みやこ町豊津1122-13
TEL 0930-33-4666
FAX 0930-33-4667

博物館新展示 注目の品レポート

Vol.21

この資料(お宝) コノガミドシラ、コノガツボ

●小宮豊隆資料「漱石コレクション」

「小宮豊隆送別宴図」屏風

漱石は大正5年に亡くなりますが、その後も弟子たちは漱石の居宅「漱石山房」へ集まり、漱石在世中開かれていた「木曜会」に倣い「九日会」という同趣の会を催します。未亡人の鏡子もこれを忌憚なく受け入れたため、山房もしばらくは当主不在でも活況だったようです。

やがて夏目家や会メンバーの事情



もあつて会は山房と共に閉じられますが、これを惜しんだのが小宮ら古参の弟子たちです。山房を移転し「漱石博物館」を造る構想を練りますが、事は簡単には運びませんでした。

やがて戦争が始まり「せめて蔵書の移転を」と奔走した小宮の尽力で、東北大学図書館への移管が決定。昭和19年2月作業が完了します。この後、小宮の慰労と送別の宴がもたれ、参加者は時局柄もあつてか記念の揮毫をし、後にこれらは屏風に仕立てられました。

翌年山房は空襲で焼失、疎開した蔵書は貴重な研究資料「漱石文庫」として現在も大切に保管されています。

▲上:屏風全景。六曲からなり、四扇目に送別の宴参加者の群像が描かれる
下:宴参加者(該当部拡大)。中央細面の人物が小宮で、大任を果たした笑顔に見える。周囲には鏡子夫人や門弟らの姿が

◆講座教室催し物ガイド 2月の歴史講座

- 「漢詩紀行講座」
2月3日(土) 9時30分〜
 - 「古文書講座」
2月10日(土) 10時00分〜
 - 「古典かな講座」
2月17日(土) 9時30分〜
 - 「みやこ学講座」
2月24日(土) 10時00分〜
- ※日程等変更となる場合があります。
※見学会等は別途ご案内します。

博物館友の会主催事業 春の史跡散策バスハイク 参加者募集!

博物館友の会では春のバスハイクを行います。今回の目的地は、昨年豪雨災害に見舞われた朝倉市と大分県日田市です。復興支援を兼ね、早春の日田朝倉路で楽習しませんか。

・日 時：3月11日(日)
・見学地：咸宜園(日田市)ほか
・参加費：3000円
・申込問合わせは
博物館 ☎33-4666まで。
※定員となり次第、締め切ります。

第12回「みやこ町三重塔まつり」開催!



▲昨年の三重塔まつりの様子

みやこ町に早春の訪れを告げる名物行事「みやこ町三重塔まつり」が今年も開催されます。

梅の香ただよふ春の国分寺境内で、子どもたちの感性豊かな俳句を愛でながら、句会や野点、護摩焚きなどを体験できる多彩な催しが予定されています。ぜひ、お誘い合わせしてお越しください。

日時：2月25日(日) 10時〜15時
場所：豊前国分寺跡公園(みやこ町国分)

まつりメニュー&スケジュール

- 午前の部
 - ・開会行事
 - ・少年少女俳句大会優秀作品表彰式
 - ・句会(成人の部/国分公民館)
 - ・出店(野菜加工品豚汁など)
 - ・野点(文化協会/有料)
 - 午後の部：護摩焚き行事など
 - ・山伏問答など(13時00分〜)
 - ・火渡り(14時30分〜)
 - ・出店や野点等は午後も行われます。
- ※お問合せは博物館 ☎33-4666へ。
※雨天の場合は内容等変更して行われます。

12月の業務日誌から



▲まちのお宝を自分たちの手でメンテナンス

9日(土)、三重塔すず払いが行われ、友の会員や文化遺産ボランティア等40名が参加し、まちのシンボルとなる三重塔とその周辺の清掃を行いました。参加いただいた皆さん、寒い中本当にお疲れ様でした。

17日(日)、みやこ学講座の現地見学会が行われ町内外の「英彦山道」ゆかりの地めぐりました。雪も舞う中、雲の間から英彦山が望め、ゆかりの地ではかつて賑わった「英彦山詣」の痕跡を確認することができました。



▲英彦山道ゆかりの地で学芸員の説明を聞く参加者たち

みやこの歴史発見伝 番外編

文化財保護法にもとづいた

埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財について

みやこ町は、古代豊前国の行政府である国府がおかれ、国ごとの仏教・学問などの中心となつた国分寺が築かれるなど、まさに豊前地方における「みやこ」として数多くの文化財を残し、伝えていきます。このうち、地下に埋もれている場合が多いため、日常は目にする機会の少ない文化財として「埋蔵文化財」があります。この文化財は当時の生活の様子が土によって保存されているだけに、地域の歴史・文化を具体的な遺構や出土品によって明らかにできるという特色があります。それだけに、地域はもちろん、わが国の歴史や文化を知るうえで欠かせない、大切に保護すべきものとして、文化財保護法にもその保護措置が規定されています。

みやこ町では国府・国分寺のほかにも綾塚・橘塚古墳、御所ヶ谷神籠石(国指定史跡)などを代表に、特に重要な遺跡は国や県・町の指定史跡として保護しています。このほかにもさまざまな

時代の、いろいろな種類の埋蔵文化財が平野・山間地を問わず豊富に残されています。

埋蔵文化財を保護するために

埋蔵文化財は私たちの暮らしのなかで行われるさまざまな開発行為によって、破壊される危険を伴っています。これを避けるために行っているのが埋蔵文化財の事前審査で、みやこ町でも文化財保護法の規定により、その手続きを次のように行っています。

まずは町教育委員会の窓口で開発予定地の「埋蔵文化財の有無の照会」を行っていただくことで審査が始まります。開発の内容や予定地によっては試掘調査や確認調査が必要な場合がありますので、開発を計画された場合には、早めにお問い合わせください。開発予定地における埋蔵文化財の有無の照会を行う際には必要な情報を記した書類を提出していただきます。様式はみやこ町歴史民俗博物館の窓口にて用意しておりますのでお申し出ください。なお、試掘調査や

本発掘調査にも所定の様式の書類を提出していただく必要があります。様式については同じく博物館窓口にて用意しておりますのでお申し出ください。

照会や協議の際には「調査」の用語が用いられませんが、一口に「調査」といっても、内容に次のような違いがあります。

【確認調査】周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡として登録されている場所)において、包蔵される文化財の所在状況を詳しく把握するために行うもの

【試掘調査】周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地(遺跡として登録されていない土地)において、埋蔵文化財の所在の有無とその状況を把握するために行うもの。

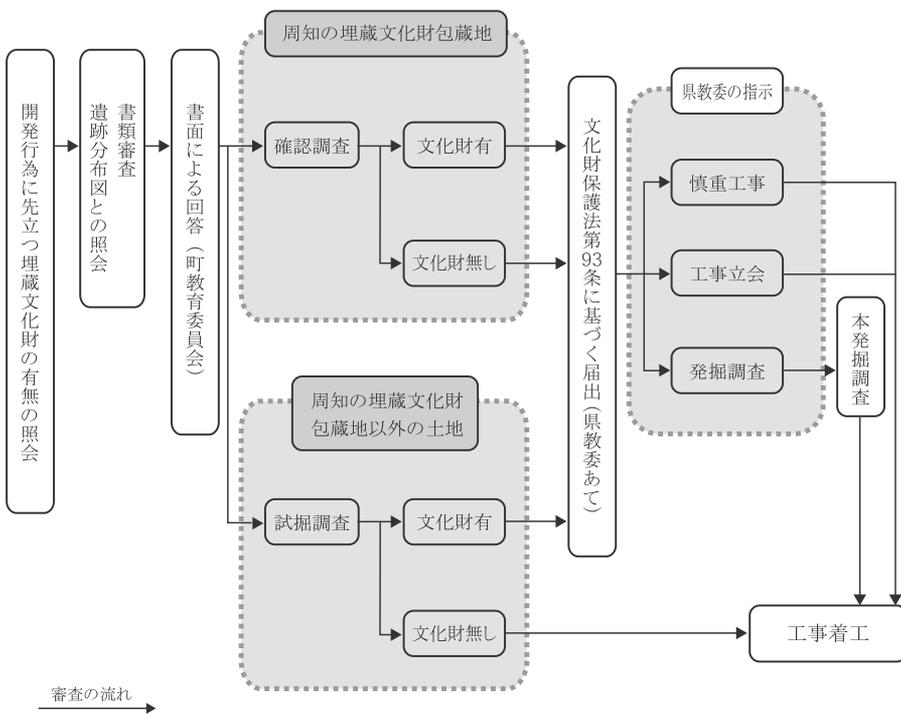
【本発掘調査】試掘調査等によって所在が確認された埋蔵文化財のうち、開発行為によって破壊せざるをえないものについて記録保存のため行うもの。

周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地における試掘調査について

「周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地」とは、明確な遺跡としての登録はなされていないが、埋蔵文化財の特性上、遺跡が所在する可能性がまだ残されている土地のことで「遺跡ではない土地」であっても「遺跡がない土

地」とはいきれない土地も含まれます。こうした土地は工事途中で遺跡が発見される可能性がまだ残されているため、工事途中で遺跡が発見された場合には、工事を中断して保存のための協議を行う必要が生じます(文化財保護法第96条)。したがって工事計画に支障が生じるのを防ぐため、こうした場所については遺跡の有無の確認のための「試掘

※埋蔵文化財事前審査の流れ



こうした土地は工事途中で遺跡が発見される可能性がまだ残されているため、工事途中で遺跡が発見された場合には、工事を中断して保存のための協議を行う必要が生じます(文化財保護法第96条)。したがって工事計画に支障が生じるのを防ぐため、こうした場所については遺跡の有無の確認のための「試掘

調査」を行うことで工事途中での発見を防ぐようにしています。工事の際に新たに遺跡や遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要ですので、速やかに町教育委員会までご連絡下さい。

埋蔵文化財に関する問い合わせ先
みやこ町教育委員会
生涯学習課文化係(博物館内)
TEL 0930・33・4666